

## 代執行費用納付命令取消請求事件の判決について

旧RD最終処分場における産業廃棄物不適正処分問題については、産廃特措法(特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法)に基づく国の支援を受けて、県が代執行により対策事業を実施している。また、代執行に要した費用については、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)および行政代執行法に基づき、行為者である元代表取締役および元役員らに納付を命じている。

このうち元役員1名から、当該納付命令の取り消しを求める訴訟が平成28年2月18日付けで大津地方裁判所に提起され、県はこれに応訴していたところ、本年9月12日に元役員の請求を棄却する判決が言い渡された。元役員は控訴せず、10月4日付けで県勝訴の判決が確定した。

### 1 事件の表示

#### (1) 事件番号

大津地方裁判所 平成28年(行ウ)第3号 代執行費用納付命令取消請求事件

#### (2) 原告

旧株式会社アール・ディエンジニアリング 元埋立担当役員

#### (3) 被告

滋賀県(処分行政庁 滋賀県知事)

### 2 請求の趣旨

平成27年1月23日付け滋賀県達最特対第18号をもってなした代執行費用納付命令を取り消すとの判決を求める。

### 3 判決結果

請求棄却

### 4 判決要旨

- 原告は、不適正処分が行われた時期において、旧RD社の埋立て・焼却部門担当の取締役の立場にあり、違法な埋立ての事実を認識していた。
- 原告は、取締役として不適正処分に明示的に反対の意思を示し、あるいは是正を試みるべき立場にありながらこれを黙認し、不適正処分に関与した役員といえるため、廃棄物処理法第19条の5第1項第1号の「処分を行った者」に当たる。
- 被告が原告に対して行った本件防止措置命令処分を無効とする重大かつ明白な違法は存せず、本件納付命令が違法であるとは認められない。

### 5 今後の対応

納付指導等により債務の履行を促すとともに、引き続き収入調査、財産調査等により強制執行可能な資産の把握に努め、代執行費用の回収を図っていく。

また、今後も対策事業の完了まで順次、代執行費用の納付を命じていく。

参考1 経過

平成20年7月24日	原告に対し「埋立廃棄物で汚染された浸透水による周辺地下水の汚染のおそれを防止する措置」を命じる（措置命令）
平成22年1月28日	行政代執行に着手
平成27年1月23日	原告に対し、代執行費用の納付を命じる（納付命令）
3月23日	原告が納付命令に対する異議申立てを提起
8月20日	原告の異議申立てを棄却
平成28年2月18日	原告が納付命令の取り消しを求める訴訟を提起（3月18日送達）
4月12日	第1回口頭弁論期日
～	
平成29年6月13日	第9回口頭弁論期日
9月12日	判決言渡期日
10月4日	判決確定

参考2 求償状況

(1) 代執行費用納付命令の発出状況

命令日\対象者	旧RD社	元代表取締役	元埋立担当役員 (2名)	備考
平成22年10月22日	94,117,579円			緊急対策工事費用
平成25年9月9日	709,029,725円			主に一次対策工事に係る費用
平成27年1月23日		331,547,689円	703,005,433円	
平成27年10月23日		1,222,957,196円		二次対策工事に係る費用
平成28年11月7日		816,546,851円		
平成29年11月2日		928,101,994円		
合計	4,102,301,034円 (4,001,529,163円)			うち元役員に対する求償額は( )内

(2) 回収状況（平成29年11月末時点）

対象者	回収額	備考
旧RD社	6,215,683円	破産財団財産納付
元代表取締役	2,443,596円	差押債権取立、任意納付
元埋立担当役員1	7,200,636円	差押債権取立
元埋立担当役員2	2,779,562円	差押債権取立
合計	18,639,477円	